



2007.10.10 発行

めんたるねっと

YMSN 情報誌

(特定非営利活動法人)横浜メカサビネットワーク

第14号

Vol.4 No.2



実践報告 横浜市退院促進事業支援事業に関わって 1



SSTの現場から 杉並家族SST研究会の出前ライブ 5



就労の現場から 県精連福祉就労事業「カフェガーデンさら」を訪ねて ... 7



地域の取り組み 権利擁護「あんしんセンター」の取り組み 9



予定・報告 11



実践報告

退院への生活づくりを応援します

- 横浜市退院促進支援事業に関わって -

横浜市総合保健医療財団 横浜市神奈川区生活支援センター
鈴木伸彦

1 はじめに

今年5月にNHK教育テレビ「福祉ネットワーク」において、精神障害者の長期入院の実態について放送されました。そこでは56年間もの長期に渡り入院している方、そしてそこへ関わる医療機関や地域の支援が取り上げられていました。

私はこの退院促進支援事業への関わりを通じて様々な状況の方に接し、この放送の内容が以前にも増して生々しく感じられました。そして改めて、これほどの長い年月もの間に、どこかでどうにかできなかつたのかとの思いも強くなりました。

2 横浜市退院促進支援事業の概要

国は平成16年9月に「精神保健福祉の改革ビジョン」を提示し、入院医療中心から地域生活中心へという基本的な方策の推進により、受け入れ条件が整えば退院可能な7万人の入院患者があり、いわゆる社会的入院状態について支援の基盤強化を図り、今後10年間で解消していくとしています。

横浜市では平成18年度に神奈川区生活支援センターで実施した横浜市退院促進支援モデル事業を踏まえ、平成19年8月より全市域を対象として4つの事業所（神奈川・栄・緑・旭区生活支援センター）により当事業を本格実施することになりました。

(1) 事業の目的

精神科病院に入院している精神障害者で、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である方に対し、退院に向けた訓練を行うことで精神障害者の社会的自立を促進することを目的としています。

(2) 支援対象者

入院期間がおおむね1年以上であること。症状が安定していることについての主治医の証明があり、退院促進支援事業の適用について主治医の推薦があること。退院促進支援事業の説明を受けたうえで、本人が同意できること。

(3) 関連機関及び自立支援員の役割

精神科病院

本事業の支援により退院可能であると判断し、退院を希望する対象者に対し病院PSWを中心にアセスメントを行い協議部会に推薦します。協議部会で対象者として決定され支援が開始された場合は「精神障害者生活支援センター」及び「自立支援員」と協力し、退院に向けて対象者を支援していきます。

精神障害者生活支援センター

協議部会の対象者選定業務に参加し、選定後は自立支援員の行う業務への全面的なバックアップ及び対象者への帰来先、終結

方法の検討などを行います。生活支援センターのネットワークを生かし関連機関との連携を行う中核施設としての役割を担います。

自立支援員

本事業の対象者に、退院に向けた直接的な支援を行います。ケア会議（カンファレンス）を通して対象者一人ひとりにあったプランを立て、交通機関を使っての外出、福祉施設の体験利用同行、退院後の住居探しやサービス利用の手続き等を行います。

区福祉保健センター

自立支援員の行う院外活動（各種手続き）等をサポートします。また、支援対象者の退院後の帰来先となる区のソーシャルワーカーは、ケア会議等に参加し、地域での生活継続に向けた支援を行います。

（４） 支援の流れ（図 1 = 4 ページに掲載）

3 モデル事業からの考察

（１） 退院までの過程を大切にす

モデル事業では 10 名の対象者へ支援を行いました（表 1）。退院先の傾向としては生活訓練施設など専門施設を選択される方が多いようです。支援開始当初はアパートなど単身生活を選択肢に入れていても、不安感の先行や患者間における情報交換などからか、最終的に生活訓練施設への入所を希望される方が多い印象です。

ただし、生活訓練施設の設置数は少なく、また待機期間が長期間に渡る場合には入所可能な時期まで支援期間を延長して対応しました。

今後の支援においてはアパートなど一般住宅への入居を前提とした退院に踏み出せるような支援体制が必要と思います。また、退院に至らなかった対象者にそれがダメージとして残らないような配慮も必要です。結果はど

うあれ今までの取り組みの中で得られたものがきっとあるはずであり、それが次のチャレンジにつながっていくものだからです。

（表 1）平成 18 年度のモデル事業における対象者の帰結

性別	年齢	延べ入院期間	帰結
男性	50 歳代	30 年未満	終了。生活訓練施設入所。
女性	40 歳代	15 年未満	終了。生活訓練施設入所。
女性	40 歳代	15 年未満	終了。生活訓練施設入所。
女性	40 歳代	10 年未満	終了。生活訓練施設入所。
男性	50 歳代	10 年未満	終了。グループホーム入所。
男性	50 歳代	5 年未満	終了。グループホーム入所。
女性	60 歳代	5 年未満	終了。アパート入居。
男性	20 歳代	5 年未満	終了。自宅へ退院。
男性	40 歳代	10 年未満	終了。仕切りなおしのため退院に至らず。
女性	40 歳代	15 年未満	生活訓練施設入所予定。

（２） ケアマネジメントと生活支援の両輪で支える

退院促進支援事業は自立支援員による同行支援を中心とした支援ですが、そのベースになっている技術はケアマネジメントです。生活歴、入院までの病状の変遷、入院後のケアの状況、そして対象者自身が思い描く将来像、希望、不安など、ケアマネジメントにおける一人ひとりの状況に着目したプランニングに基づいて支援

しています。対象者に関する支援計画としては医療機関による治療計画がありますので、ケア会議での支援方針のすり合わせはもとより日常的な意見交換が大切になってきます。自立支援員は対象者と合わせて関係者とのパイプ作りも大切な支援要素となります。なお、ケア会議には対象者ご本人にも参画していただき、合意のもとに支援を展開していきます。

生活支援センターは開設以来、どちらかと言えば利用者の生活レベルへの支援(食事、入浴、日中の過ごす場など)を中心としていましたが、この退院促進支援事業への関わりにより相談支援における機能強化が促進され、これにセンターの持つ生活支援機能を組み合わせ、全方位的に支援していく形となります。

(3) 退院促進に向けた関係機関の動き

退院に向けて各方面で様々な支援をしています。

医療機関

退院促進支援事業以前に医療機関でも独自にプログラムを作り、入院患者へ働きかけているところもあります。長期間に渡る社会的入院による弊害としては、自主的に生活を組み立てることへの困難さなどがありますが、体調・服薬管理、制度の利用、公共交通機関の利用、買い物など様々な生活要素について系統的に働きかけています。

また医療機関によっては閉鎖病棟のみのところもありますが、限られた状況の中でもできる支援を模索しているように思います。

通所施設(生活教室・地域作業所・生活支援センター)

退院してから日中の過ごす場所を探すのではなく、自立支援員とのマンツーマンの関係の中で体験通所を試みることで、内容が自分に合うか相性も見えてくるのではないのでしょうか。また生活教室は区福祉保健センターソーシャルワーカーとの接点ともなり有効です。地域作

業所については短期間でよいので多くの社会資源が体験利用できるようなになればと思います。

生活訓練施設

退院に向けて生活基盤を作ることは重要課題です。生活訓練施設への入所を希望しない方でも、まず専門職員のいるところで一人暮らしの模擬体験をしてみることはイメージ作りの上で大切です。複数回に分けて体験利用を行い、地域生活に慣らしていくことが多いようです。

ピアサポート(セルフヘルプ)

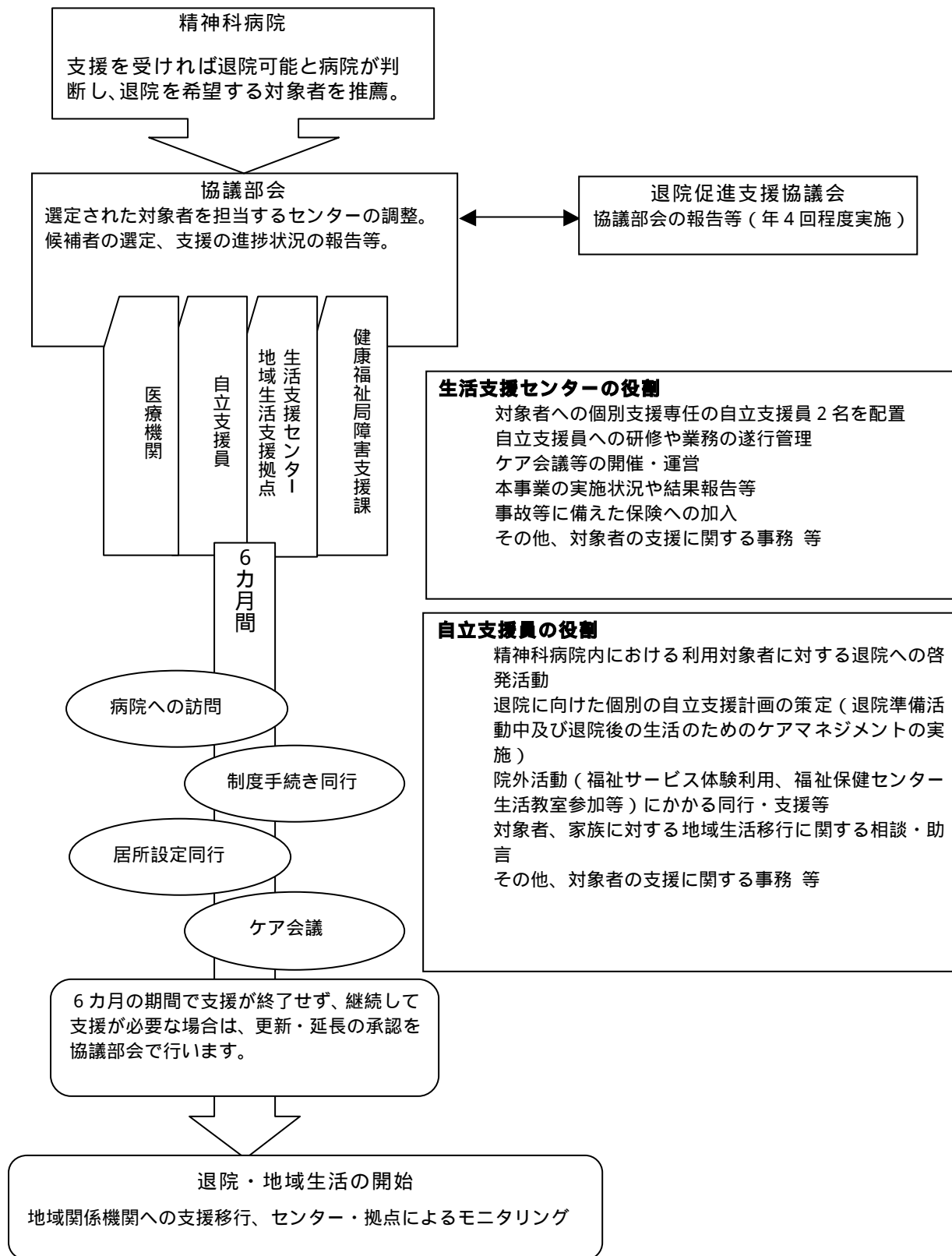
退院に向けた体験を当事者としてメッセージを発信したり、ノウハウを提供したり、また当事者が対象者に同行支援ということも十分考えられると思います。まさしく当事者の視点で関わることができるサポートはこれからさらにニーズが高まっていくのではないのでしょうか。

4 まとめ

ある生活訓練施設では医療機関の閉鎖病棟に出向いて「出前生活講座」を行っています。これは退院に向けた不安を解消するために、どのような社会資源があって、どのように使えばよいのかを紙芝居などを使いながら説明するものです。重要なのはただの説明ではなく、その社会資源のスタッフが参加しメッセージを送るところです。

前出のNHKの番組で「(退院の)受け皿とは建物ではなく支える人のこと」との話がありました。それぞれの施設職員の顔を知ることとはただパンフレットを渡されるよりも、一層強い安心感となって届くものと思います。私たちはこうした人と人とのつながりと、長期入院とはいえその人が持つ可能性を見出す努力を忘れずにこの事業に取り組んでいきたいと思います。

横浜市退院促進支援事業 神奈川区生活支援センター 支援の流れ



SST の現場から

ケア会議には原則として対象者及び家族も同席。

多様な体験談とグループワーク実施

～ 杉並家族SST研究会の出前ライブ ～

9月1日(土) 横浜市総合保健医療センター講堂にて、杉並家族会による出前SST(生活技能訓練)ライブが開催された。杉並家族会の皆さんが早くから集まってミーティングを行なう中、会場は多くの人々が訪れ熱気に包まれていた。

13時30分、スーパーバイザーの片柳光昭氏の開会宣言、杉並家族会の紹介の後、いよいよ開始となった。まず武岡氏より本セミナーの目的が説明される。杉並ピアサポーターの実践を知る。その中で家族SSTの理解を深める。また体験に基づいたピアサポーターの話や、その効果を知る、の3点が軸になるとのこと。充実の内容と武岡氏のリーダーシップに会場の期待も高まった印象。続いてスタッフの紹介。総勢8名が参加され、今回は武岡氏を除き全員が女性であった。セミナーの進行の中で、スタッフのチームワークの良さが見られ、一つのものを共に作り上げてきた苦労とその中で培われてきたチームワークを感じた。

続いて統合失調症に関する講義の時間となる。その中で特に丁寧に説明されていた事は、統合失調症は脳の病気であること、本人の性格や育て方の問題ではない、という点であり、ご家族であるからこそ感じる様々な思いや感情を踏まえながらも、正確な知識を提供されていた。ストレス脆弱性、4つの防御因子の説明に続き、家庭環境としてできることについての講義になる。まずは統合失調症の認知機能障害についての解説。家庭での状況を例としながら、認知機能障害の説明を行いながら、更にその点に留意してコミュニケーションをどのようにとっていくかの解説。実際に起こる生活のしづらさと、何故それが起こっているのかを理解することの重要性を改めて感じると同時に、工夫することによってお互い少し楽に生活出来る事も改めて



感じた。「沢山話し過ぎたり、全く話さなくなったりするのは自己防衛とも考えられるし、表現ができないだけかもしれない。そんな時は決めつけない」武岡氏のそんな言葉から、視点を広げることや、見方を少し変えてみるのが第一歩なのではないか、と思った。ここまでの1時間、講義の内容もさることながら、そのエネルギーに皆圧倒されながら、ほぼ満員の会場は武岡氏の話に集中して聞き入っていた。まさに「杉並家族会マジック」にかかったようになり、セミナーはいよいよ熱気を増していった。

次は、杉並での実践報告。武岡氏の体験、SSTとの出会いを体験談として話をされる。その中で「先日、息子さんが<変な虫がいるね>と話してくれた。とても嬉しい変化だった」とのお話をされ、そこまでのご家族、ご本人の計り知れない苦労と努力を思い胸が熱くなった。「子どもを変えるためではなく、自分が少し楽になるために」。その言葉は会場の多くの人々の気持ちを少し軽くしたのではないかと、思う。

いよいよSSTミニライブが始まる。ステップ・バイ・ステップ方式での基本の4つのスキルを行なうが、最大の特徴は意義の解説、モデリングに加えて「実際に使ってみて」の体験談がある事だ。成功例だけでなく、「もっとこうしかった」という話もある貴重な体験談に会場の人々は自分のことのように聞き入っていた。こ



の部分はこのセミナーの1つの柱であるように感じられた為、実際の体験談の要約を以下に載せる。

「ポジティブな気持ちを伝える」

ある時にゴミ出しを頼んだ。「ゴミ出しといてくれてとても嬉しかった、助かった」と言うとてもいい表情になった。ちょっと気が付くと色々な所に場面はあると思った。

「頼み事をする」

使えていれば、と思う場面がある。洗濯物の取り入れや火事の手伝いなどやって当たり前だと思っていたので、寂しい思いをさせてしまった。もしこのときちゃんと伝えていれば「家族の一員として役に立っている」という気持ちを持ってもらえたと思う。

「傾聴」

被害関係妄想のある子に対してそれまでは「そんなことないからね」と励ましていたが、それは結果的には否定していたことに気付いた。そこである日「そういう事もあるかもね」「あなたはそう感じたのね」と言ってみた。そうしたら話して穏やかになった。

「不愉快な気持ちを伝える」

怒鳴る子にいつもビクビクしていた。ある日「そう言われると怖い」と伝えてみた。そうしたら「そんなことしないよ」と答えてくれて一見落ち着いた。

ここまでくると、スタッフと会場は既に一体になっており、皆身を乗り出しながら笑い、頷いていた。盛りだくさんのセミナーもいよいよ終盤に近付いて来た頃、グループワークとなった。台詞にどのように答えるか一人1つ考え、ランダムにロールリバーサルを行なうという形式。実際の受け手側に立つ貴重な体験をもとに、各グループで多くの意見や議論がされ、「まだまだ話し足りない」雰囲気となっていた。あっという間に3時間のセミナーが終了した。最後に会場から聞かれた、感想や意見が本セミナーの



意義を物語る一番のものだと感じ、下記に要約し記載する。セミナー終了後、帰って行く方々の表情が印象的であった。

感想

「ロールプレイングをやって改めて実感できた」「頭で分かっているけど、なかなか実践できていないと思った」「子供がバイトしたいと言ったら、実際は何と聞いていいかわからない」「楽しかった」「SSTは初めてで楽しかった」「頼み事をして断られる時もある そこから関係作りを」「勉強になった。角度を変えて対応できる気がする」「SSTでやることは我々にとってはある意味常識と思うが、相手は病気を持っているからこそ復習する必要がある」「主人は<何で自分の悪口を言うところに行くんだ>と行って帰ってしまった。参加しているお父さんが羨ましい」「自分の良い所探しもしたい」「傾聴のロールプレイングが楽しかった」「不愉快な気持ちを伝えるのは大事だと思った」「良かれと思っていても間違っていることもあるんだと知った」「勉強になった。身につまされた」

今回、セミナーに参加して1番の印象は、セミナーを運営し、会場を魅了し、パワーをお土産にしてくれるその圧倒的なエネルギーだった。細部に至るまでの工夫や家族からの視点や体験を取り入れて構成された本セミナーは非常に貴重なものであった。この記録を書いている今も、当日を思い出し、身体が熱くなる>

(東邦大学医療センター 羽田舞子)

就労の取り組み

県精連福祉就労事業「カフェガーデンさら」を訪ねて

精神障がい者福祉的就労援助協力事業所奨励事業制度を利用した喫茶店

9月20日の夕方、カフェガーデンさらを取材のため久しぶりに訪問した。開店当初何度か足を運び、その後、2~3度訪問したきりだったので懐かしく店に入っていった。この日はお客さまが何組かいらして、この場所が親しまれていることが感じられた。

当日は、店長と2人の従業員（精神障がい者）にお話を聞くことが出来た。

Kさん（女性）は開店当初から勤務され、10年目を迎えているということ、「週2日、1日4~5時間の勤務がちょうど良いんです」と話され、ここの勤務がないときは作業所や生活支援センターを利用しているそうだ。10年働き続けられた秘訣を尋ねると、「ここは障がい者であることを承知してもらえているので、体調が優れないことを正直に伝えられる安心感がある。無理せず時には堂々と休みを取ることにも出来る」と、また「仲間から信頼されることで、元気になれる、体調の悪いときなど、お互いにカバーし合えるよさがあります」と話してくれた。Kさんはインタビューに応じてくれた前後、店内で、レジに入ったり、接客したり、ケーキを紹介したりと、普段何気なく利用する街の喫茶店の店員さんそのものだった。

この日は4時から5時までの1時間で7人ほどの方が利用され、建物の利用者の方が、帰りがけに寄られたり、待ち合わせに使ったりしているようだった。メニューもかわいらしく飾られ、ケーキセットは最近始めたという手作りシフォンケーキがおいしかった（写真）。ここの店長は、5人。毎日日替わりで、ランチや注文弁当をこな

すよう、主に厨房を任されている。当然食事作りが中心に



なるのだが、その間に従業員の体調の変化等にも目を配らせている。5人の店長と12人の従業員が入れ替わりながら営業がスムーズでいられるのは、長年の経験を経てだという、また店長会議を頻繁に行うことでコミュニケーション不足を解消している。

神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（県精連）事務局の石井眞美子さんは「さら経営委員が全体の経営を統括し、日常の連絡調整を県精連事務局で行っています」。石井さんに事業の開始経過を説明していただいた。1996年、神奈川県福祉部の「障がい者福祉的就労援助協力事業所奨励事業実施要綱」に準じた事業として、精神障がい者の就労に力を入れたいとの計画が実を結び、97年正式に神奈川県より、「精神障がい者福祉的就労援助協力事業所奨励事業制度」として横浜市中区の総合医療会館1階に喫茶店形式の店舗を設置、が事業委託を受け、運営することとなった。その後、横浜・川崎の精神障害者地域生活支援連合会と協力事業として経営委員会を立ち上げ、現在の「カフェガーデンさら」とするのに3年が費やされた。その後経営も順調に進み、2001年には年間売り上げが1000万円を超えるまでになり、今年6月には、10周年を迎えることで

きた。事業概要については（*表*）を参照してほしい。

（*表*）

営業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● コーヒー等の飲み物、ランチ、 ● カレー等の軽食販売 ● パーティの請負 ● 会議等へのケータリング ● 注文弁当、持ち帰り惣菜 ● ペットボトル飲料の販売
規模	客席40席
従業員	店長 5人（主任店長1人）
	福祉的就労者 12人 定員（横浜5人、川崎2人、横須賀2人、藤沢2人、平塚1人）
賃金	最低賃金を保障

石井さんは、10年を振り返り、「さら」の良さや今後についてこう話す。「仲間と共に働けること。当事者同士という安心感があるようだ。また、具合の悪いときはケア会議を開き、主治医や作業所スタッフの意見に耳を傾け、一緒に相談に乗ってもらえる体制を作っている。長期に休めるのもこの良いところだろう」「将来は、ここをステップにして、別な企業へ就職する人が出てくれると良いと思う。ここで大いに自信をつけてほしい」と福祉的就労の場の重要性を訴えておられた。

そういう意味でEさんは、次のステップを目指して、つい最近、就職面接をしてきたと言う話をしてくれた。「ここで働き体力がついた実感が得られた。人に接する心得も学んだ。状況に応じた判断も出来るようになった。3年かけてやっと1人前になった気がしている。今は無理をせず、このほかに週2日、別の職種の仕事に就いた。ここをやめて新しい仕事に集中するのも良いのだ

けれど、やってみないとわからないし、今しばらくは2つの仕事をしながらバランスを取るつもりだ」と自分の考えをしっかりと話してくれた。



石井さんの言う「次のステップへ…」が現実になっていっていると感じた。

最後に、この事業「精神障がい者福祉的就労援助協力事業所奨励事業制度」の意味するところは大きいということをつけ加えておく。年間の売り上げが1000万円だとしても、経費を引くと店長さんの人件費を確保するのがやっとの経営状況。その中で従業員への最低賃金を確保するのは至難の技。この制度は、精神障がい者を雇用することで、神奈川県(5人で180万円/年間)と川崎市(2人で72万円/年間)から奨励金が出る制度である。横浜市(5人で88万円/年間)からは「社会適応訓練費」の補助金を利用している。石井さんは、「この制度はありがたい。もっと多くの小さな企業や町のお店がこの奨励金制度を使い、障がい者を雇用してくれたら、どんなに良いことが... もっと宣伝しないといけないですねえ」と話された。

当事者の方にお話を伺い、「働く」ことへの参加がどんなに自信につながっているか改めて感じたひとときだった。また、「働き続ける」ことを支えることの重要性も確認できた。

（YMSN 鈴木弘美）

権利擁護事業 - マクロからミクロへ

～ 金沢区社会協あんしんセンターの取り組みから ～

権利擁護事業を行う「あんしんセンター」の活動を、横浜市金沢区社会福祉協議会の取り組みから具体的に紹介いたします。お話は同協議会の酒井正樹事務局長にうかがいました。

地域福祉権利擁護事業は、民法の改正による成年後見制度に沿うように、2000（平成12）年に成立した社会福祉法で、福祉サービス利用援助事業として、都道府県の社会福祉協議会を主体に実施されることになりました。法的な対応として、判断能力の不十分な方の権利をやや制限する傾向のあった旧民法の禁治産制度に対して、成年後見制度は、判断能力に応じて後見だけでなく補助・補佐という類型が設けられ、権利を擁護する性格となりましたが、地域福祉権利擁護事業は、更に福祉的な対応として、安心してその人らしい自立した暮らしを送れるように支援することを目的に設けられたものです。

金沢区社協のあんしんセンターは、2003（平成15）年10月に事業を始めました。それまで受託先だった政令指定都市社会福祉協議会が、実施主体として位置づけられ、横浜市内の各区社協への委託が可能になったためです。具体的な活動内容を見てみると、次のようになります。

高齢の方や障害のある方から、生活や金銭管理などに関する相談を受けます。（無料）

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢の方や障害のある方を対象に、契約に基づいて次のサービスを行います。（所得によって利用料がかかります）

福祉サービスの利用援助、定期訪問、金銭管理サービス

預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス

サービス提供までの流れを示すと、相談 訪問 サービス計画 契約 サービス提供となります。

相談に関しては、現在は、施設や関係機関から受けることが多く、在宅の場合は高齢者の割合が多くなっています。精神障害の方からの相談はまだ少なく、契約でも数人に留まっています。昨年1年の新規相談受付は43件、延べのサービス提供を示す継続相談取扱は846件です。相談を受けても契約まで結びつかないケースも多く、情報を入手するだけだったり、不安はあっても契約し利用料を払ってまでサービスを受けることに躊躇される方もあり、まだ制度が充分浸透していないことがうかがえます。

相談を除くと、実際に提供されているサービスの殆どは、生活支援員による日常生活費の出納となっています。利用者の能力や必要に応じ、訪問頻度も調整していますし、1週間単位や1日単位で袋分けするなどの工夫もしています。利用者の能力によっては代理出納でなく、金融機関に同行して、利用の仕方を援助することもあります。個人の資産に関わるため、生活支援員は2人一組でサービス提供しており、利用者の取引先の金融機関に出向き、必要な資金を払い戻した後で、利用者にお届けするという流れになるため、1日に2～3件の訪問ペースとなっています。

酒井事務局長は「金沢区社協では、業務のスタンスを、ニーズを満たしていくサービス提供、業務を通じての関係者のネットワークづくり、業務を通じての人材育成、の3本柱に置いています。あんしんセンター事業でも、生活支援員の配置が標準2人のところを、独自財源で3人に増員したり、国基準を先取りして管理職を含めた専門員を全員社会福祉士の有資格者で構成したり、職員誰もがインテーク面接を担当できるようにと努力しています。また、高齢の方については、加齢に伴う能力の変化に応じて、ケアマネジャーに協力しながら、ケアカンファレンスを要請するなど、ケアマネジメントにも関わったり、必要に応じて成年後見制度へのスムーズな橋渡しを地域包括支援センターと調整しようとしています。他方、障害のある方には、支援するサービスによって、生活がバラバラにならないよう、その人に必要なサービスをトータルな視点から提供できるように、自立支援協議会をはじめとした、連携し協力していけるネットワーク体制づくりが有効だと思います」と語ります。

こうした視点から、サービス提供を図る一方で、現実の成年後見制度の手続きのわかりにくさや煩雑さにも目を向け、「利用者本人が自己申し立てできるように、本人向けの資料を作成したり、制度の運用上の改善も働きかけたい」と、取り組みを始めているそうです。

「大事なことは、社会福祉政策が『措置から契約へ』と転換した中で、どこまで利用者の自己決定を支えていけるか、ぎりぎりのせめぎあ

いをしなければならないということです。例えば、収入を超えて支出を続ける方には、将来生活が成り立たないことを助言しますが、極論すれば破産する権利もあるということです。その人らしい生き方に関わる価値を、私たちが決める訳にはいかないのです」と酒井さん。

「まだ充分とは言えませんが、こうしてジレンマを抱えながらも個別の生活支援に取り組むことで、権利擁護事業が社会福祉全体に与える意義も深められてきました。私たち社会福祉協議会でも、これまで地域社会を支援する考え方や技法で、集団や組織に対し面的に事業展開してきましたが、市から区へ、区から地区や小地域へと、生活に身近なエリアへ問題解決の場が移行するにつれて、個別の支援に視点に移り、マクロだけでなくミクロでも関わられるようになってきています。この結果、他の事業でも視点が変わり、事業全体の質的な底上げが図れることができると考えています」とも話されました。金沢区社協のあんしんセンター事業は、サービス提供だけに留まらず、今後様々な事業への効果が期待できそうです。

精神障害の方を抱える家族にとっては、親亡き後のことは非常に大きな悩みとなっています。あんしんセンターの事業や成年後見制度を上手に活用いただきたいと思っただけでなく、話を聞かせていただいた私も、関係機関の一人として積極的に連携してやっていきたいなど、意欲もわいてきました。

(YMSN 森川充子)

研修会のお知らせ

精神保健福祉研修会	参加費 1回	500円 (年間4,000円)
日 時 :	毎月第2金曜日(12月休会 全11回) pm. 7:00~8:30	
場 所 :	ひまわりの郷 横浜市港南区 上大岡オフィスタワー4階	
内 容 :	ホームページをご覧ください http://forest-1.com/ymsn/	
SST(生活技能訓練)研修会	参加費 1回	1,000円 (年間7,000円)
日 時 :	毎月第3木曜日(8月・12月休会 全10回) pm. 7:00~9:00	
場 所 :	横浜市総合保健医療センター 講堂 研修室	
全体会 :	理論を学ぶ 精神障がい構造論・認知機能障がいについて	
分科会 :	A.リーダー体験初級コース B.リーダー体験経験者コース C.ベラック初級コース D.ステップ・バイ・ステップ初級コース E.家族SST(19:00~20:00)	

当事者のためのグループ活動のお知らせ

詳細は各支援センターへお尋ねください

就労講座	港南区生活支援センター	毎月第3木曜日(原則) pm. 2:00~3:00
就労フォロー アップミーティング	港南区生活支援センター	毎月第1土曜日 pm. 2:30~3:30
	神奈川区生活支援センター	毎月第4日曜日 pm. 2:00~3:00
	YMSN	OB会の開催 職場適応SST実施
SST	港南区生活支援センター	毎月第3土曜日 pm. 2:00~3:00

電話相談

毎週木曜日(1回/週) 10:00~15:30
相談専用電話 045-841-8294

会員について

会員を募集します。YMSNの活動を応援していただける方は会員になってください。(会費 正会員年間5,000円)
会員は、研修会(上記案内)への年間参加費が割引になります。
精神保健福祉研修会(1,000円) SST研修会(3,500円)
会員へは、情報誌が無料配付されます。

正会員5,000円(個人) 賛助会員12,000円(団体)
(正会員・賛助会員にはYMSN情報誌を無料配付)
振込先: 郵便振替口座 00250-6-71607
横浜メンタルサービスネットワーク

発行: NPO法人 横浜メンタルサービスネットワーク
理事長 武井昭代 編集代表 森川充子
〒233-0001 横浜市港南区上大岡東2-42-4
TEL 045-841-2179
FAX 045-841-2189
<http://forest-1.com/ymsn/>

季刊 YMSN情報誌 Vol.4 No.2

ケア会議には原則として対象者及び家族も同席。

めんたるねっと2007第14号 2007年10月10日

間購読料1,000円(年4回発行) 1冊頒価300円

精神障がい者授産施設 港風舎印刷